

2022 年 10 月 26 日

東京電力廃炉資料館外壁ならびに屋上防水修理工事における是正勧告書受領について

東双不動産管理株式会社

1. 概要（発生状況）

当社は、2022 年 8 月 1 日～2023 年 2 月 17 日の工期で施工中の東京電力廃炉資料館外壁ならびに屋上防水修理工事において設置した足場について、労働安全衛生法第 31 条第 1 項（注文者の講ずべき措置）と安衛則第 655 条第 1 項第 3 号（足場の基準）に違反するとして、10 月 24 日に富岡労働基準監督署より是正勧告書を受領しました。（違反事項は別紙参照）

2. 対応状況

これを受けて、当社は速やかに違反事項の是正措置を行い、10 月 26 日に富岡労働基準監督署へ是正報告書を提出いたしました。（実施した是正措置は別紙参照）

今後も、本事案を厳粛に受け止め、再発防止に努めるとともに、引き続き安全を最優先に取り組んでまいります。

以上

## 【別紙】

### 1. 違反事項

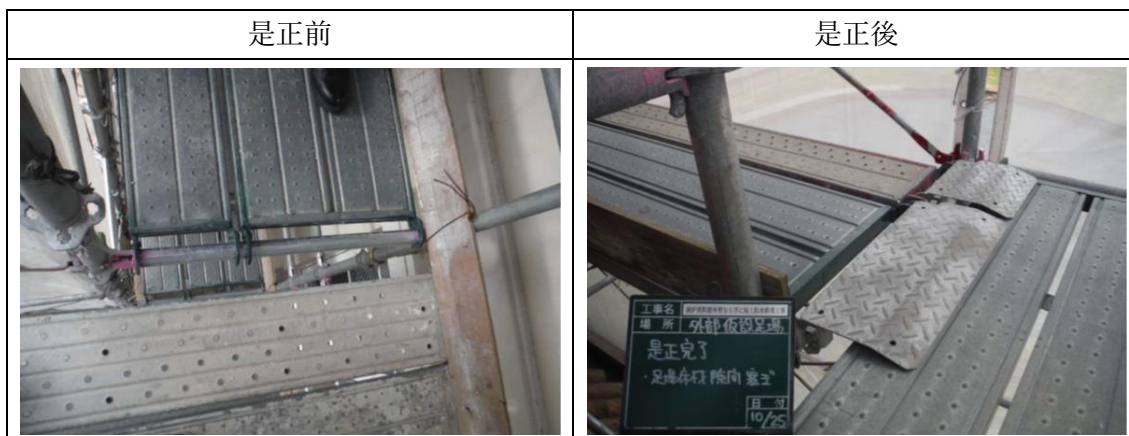
当該現場で使用しているくさび緊結式足場について、請負人の労働者に使用させるにあたり、床材間のすき間が 3cm を超え、また、高さ 2m 以上の作業床に物体落下防止措置を講じていないこと。

### 2. 実施した是正措置

床材間のすき間を塞ぐステップを設置すると共に、物体落下防止措置として作業床に幅木を設置した。

### 3. 参考写真

<床材間のすき間是正>



<物体落下防止>



以上